

大分県報

令和六年
第五三二号
八月六日

（火曜日）

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請……………	一
指定予定保安林（二件）……………	三
市街地再開発組合の事業計画の変更認可……………	四
土地改良区の役員退任……………	五
落札者等の公示……………	五

告示

大分県告示第三百八十号
瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。
なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。
令和六年八月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

一 申請の概要

- 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名
中津市大字田尻崎十
TOTOFラインセラミックス株式会社
代表取締役社長 櫻井 隆好
- 特定事業場の所在地及び名称
中津市大字田尻崎十

3 設置される特定施設の種類
TOTOFラインセラミックス株式会社 中津工場
水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十五号 酸又はアルカリによる表面処理施設

種	能	力	種	汚水等の汚染状態の値		項目		汚水等の一日当たりの量		
				mg/L	mg/L	mg/L	mg/L	m ³ /日	単位	
酸又はアルカリによる表面処理施設	直径二三・六インチ円形ワーク対応 一基		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									九・七	二六・四
工事着手予定年月日	令六・九・一七		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									〇・〇〇八六	〇・〇〇八六
工事完成予定年月日	令六・一〇・一五		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									九・七	二六・四
使用開始予定年月日	令六・一〇・一六		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									九・七	二六・四
使用時間	間欠		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									九・七	二六・四
一日当たりの使用時間	二四時間		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									九・七	二六・四
使用の季節的変動	なし		②	①	②	①	②	①	通常の値	最大の値
									九・七	二六・四

汚水等の汚染	項目	単位	汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用開始予定年月日	使用完了予定年月日	主構造	能力	処理方式	種別	その他参考となるべき事項		状態の値		
			mg/L	mg/L									①	②	①	②	①
汚水等の汚染	水素イオン濃度	mg/L	処理前	五・八 ～ 八・六	なし	二四時間	既設	既設	FRP製	三五〇人槽	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	ダイキ浄化槽 FCF-B三型	①	②	大腸菌群数	浮遊物質	三〇〇
			処理後	五・八 ～ 八・六												窒素含有量	二五
			処理前	五・八 ～ 八・六												りん含有量	三・五
			処理後	五・八 ～ 八・六												アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	五・八
汚水等の汚染	化学的酸素要求量	mg/L	処理前	四〇	なし	二四時間	既設	既設	コンクリート	一五㎡/時	生物処理+凝集式沈殿	生物化学的処理	①	②	ふっ素及びその化合物	浮遊物質	三〇〇
			処理後	八												窒素含有量	二五
			処理前	五〇												りん含有量	三・五
			処理後	一三												アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一五・〇
汚水等の汚染	水素イオン濃度	mg/L	処理前	五・八 ～ 八・六	なし	二四時間	既設	既設	FRP製	三五〇人槽	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	ダイキ浄化槽 FCF-B三型	①	②	大腸菌群数	浮遊物質	三〇〇
			処理後	一〇												窒素含有量	二五
			処理前	一〇〇												りん含有量	三・五
			処理後	一五												アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	五・八
汚水等の汚染	化学的酸素要求量	mg/L	処理前	四〇	なし	二四時間	既設	既設	FRP製	三五〇人槽	凝集剤添加膜分離活性汚泥方式	ダイキ浄化槽 FCF-B三型	①	②	ふっ素及びその化合物	浮遊物質	三〇〇
			処理後	八												窒素含有量	二五
			処理前	五〇												りん含有量	三・五
			処理後	一三												アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一五・〇

一 保安林予定森林の所在場所

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

国東市安岐町両字堀切一六四三番一、一六四三番三、一六四三番四

二 指定の目的
水源の涵養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県東部振興局並びに国東市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和六年八月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市宇目大字木浦内字上落水一一八六番、宇目大字木浦鉾山字瓜谷五二二番一、五二二番二、五二五番、五二六番、五六六番五、五六六番六、五六六番八、五六六番一一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は択伐による。

字上落水一一八六番・字瓜谷五二二番一・五二二番二・五二五番・五六六番一・五六六番二・五六六番三・五六六番四・五六六番五・五六六番六・五六六番七・五六六番八・五六六番九・五六六番一〇・五六六番一一

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第三百八十三号

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、市街地再開発組合の事業計画の変更について、次のとおり認可した。

令和六年八月六日

大分県知事 佐 藤 樹 一 郎

一 組合の名称

末広町一丁目地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

(変更前) 令和三年三月三十日から令和十年三月三十一日まで

(変更後) 令和三年三月三十日から令和十一年三月三十一日まで

三 施行地区

大分市末広町一丁目二番、四番、五番、六番、七番、七番一、八番、九番、十番、十一番、十二番、十三番、十四番、十五番、十八番、十八番一の一部、十九番、二十番、二十一番、二十二番、二十三番、二十四番一、二十四番二及び二十五番並びに三十四番一及び四十番一の各一部並びに要町千番一の一部

四 事務所所在地

大分市府内町一丁目一番十五号府内センタービル四〇一

五 設立認可の年月日

令和三年三月二日

六 変更の認可の年月日

令和六年七月二十二日

○ 公 告

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、明正土地改良区（豊後大野市）から、退任役員の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

令和六年八月六日

（退任役員）

大分県知事 佐藤 樹一郎

役名	氏名	住所
理事	佐藤 正治	豊後大野市清川町六種二七二三番地三
監事	後藤 和己	清川町天神二八一二番地

次のとおり落札者等について公示する。

令和六年八月六日

大分県知事 佐藤 樹一郎

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
県立学校児童生徒・教員用タブレット端末 一式
- 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
大分県会計管理局用度管財課
大分市大手町三丁目一番一号
- 三 落札者を決定した日
令和六年七月十六日
- 四 落札者の氏名及び住所
ミカサ商事株式会社 大分支店 支店長 下北 圭介
大分市東春日町十七番十九号大分ソフィアプラザビル三階
- 五 落札金額
八千七百七十四万八千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 一般競争入札の公告をした日
令和六年六月四日

令和六年八月六日

大分県報（公告）